

令和6年能登半島地震により被災された方へのお知らせ

運転免許証の有効期間が令和6年6月30日まで延長されます。

氏名	日本花子	昭和50年 6月 3日生
住所	熊本県〇〇市△△町□□	
交付	平成30年 12月18日 12345	
免許の 条件等	令和6年1月1日まで有効	運転免許証 〇〇〇〇 公安委員会
優良		
番号	第 123456789000 号	
一小型	平成05年07月01日	種類 大型 中型 普通 大特 大自 普通 小 原付 大 中 二 大自
他	平成07年08月10日	
二種	平成14年09月20日	

有効期間の末日(左の場合、令和6年1月1日)が、

令和6年1月1日(注)から令和6年6月29日までの方は、令和6年6月30日まで運転することができます。(令和6年6月30日までに更新手続きをしてください。)

(注)道路交通法の規定により令和5年12月29日～令和6年1月3日が有効期間の末日の場合、令和6年1月4日が末日とみなされますので、この措置の適用を受けます

対象となる方

石川県珠洲市など、全国で4県35市11町1村に住所のある方が対象となります。
(最新の対象地域は内閣府ホームページ又は運転免許試験場へお問合せください。)

- ※ 対象となる市町村は、今回の災害に際し災害救助法が適用された区域であり、上記の市町村は令和6年1月1日時点のものです。
- ※ 令和6年6月30日の直前は、更新手続きのため、窓口が混雑することが予想されますのでご注意ください。
- ※ 運転免許証の更新以外の手続きについても、同様の措置がとられています。
- ※ 最新の情報、他県内で対象となる市町村、延長措置がとられるその他の手続きなど、詳しくは、最寄りの警察署又は免許センターにお問い合わせください。